

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例（昭和34年葉山町条例第256号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和5年3月6日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

健康保険等の出産育児一時金の額が見直されたこと、賦課等の基準を定める国民健康保険法施行令が改正されたこと及び雇用保険法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例（昭和34年葉山町条例第256号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

第12条の6の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第16条の2第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定に基づく出産育児一時金の額は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第12条の6の12及び第16条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

健康保険等の出産育児一時金の額が見直されたこと、賦課等の基準を定める国民健康保険法施行令が改正されたこと及び雇用保険法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

### 【健康保険法施行令】

(1) 出産育児一時金を「42 万円」から「50 万円」に引き上げることとした。

### 【国民健康保険法施行令】

(2) 保険料の後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を「20 万円」から「22 万円」に引き上げることとした。

(3) 保険料減額の判定に係る所得の上限額（世帯に属する被保険者の数に乗ずる金額）を次のとおり緩和することとした。

① 5 割減額の対象となる世帯 「28 万 5 千円」から「29 万円」に引上げ

② 2 割減額の対象となる世帯 「52 万円」から「53 万円 5 千円」に引上げ

### 【雇用保険法施行規則】

(4) 非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減の対象者等を把握する際に、従来の雇用保険受給資格者証のほか雇用保険受給資格通知でも可能とした。

## 3 施行期日等

(1) この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例によることとした。

(3) 改正後の保険料の規定は、令和 5 年度分の保険料から適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

葉山町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の6の12 第12条の6の3又は第12条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の2第1項において同じ。)は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲</p>	<p>○葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の6の12 第12条の6の3又は第12条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の2第1項において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>28万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲</p>

改正後	改正前
<p>げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>53万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の7」と、「65万円」とあるのは「<u>22万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>に掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の7」と、「65万円」とあるのは「<u>20万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第21条の2 (略)</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証 <u>又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知</u> の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第21条の2 (略)</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>